

人と動物の絆と笑顔を広げるために 9月20～26日は動物愛護週間

動物を家族に迎えることは、ひとつの命を預かることです。動物を飼う責任の重さを、もう一度考えてみましょう。

動物のまわりを清潔に

- 飼育場所、ケージやベッドなどの清掃はこまめに行う
- 犬や猫の排便は、自宅の決まった場所ですようしつける
- ブラッシングやシャンプーなどは定期的に行う
- 鳥かごは、ときどき日光や熱湯で消毒する



動物の健康チェック

特に子どものうちや飼い始めたばかりの動物は念入りに観察しましょう。

- 元気や食欲はあるか
- 鳴き声や呼吸、ふんや尿、毛や羽のつやの状態はよいか
- 発熱、せき・くしゃみ、目やに・耳だれ・鼻水などはないか



ルールを守って飼育を

保健所には、鳴き声やふん尿などによる苦情や相談が寄せられます。地域でのコミュニケーションを深めながら、ルールを守って飼うことを心がけましょう。

これから動物を飼う方は今一度確認を

- 家族全員が賛成しているか
- 動物と一緒に生活できる住環境があるか、終生飼うことができるか
- 毎日の食費、飼育に必要な用具、病気の予防や治療などの費用を負担できるか
- 根気強くペットのしつけができるか

ペットの災害対策 5か条 HP

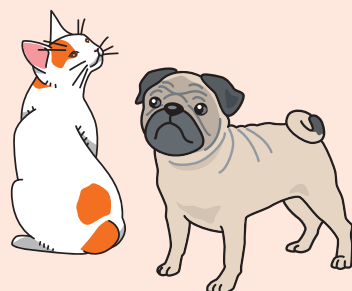
災害時には、ペット用品は手に入りにくくなると予測されます。日頃から準備しておきましょう。

- ① ペット用防災用品を用意する。
 - ペットフードと水（5日分以上）
 - ケージ
 - 首輪とリード（伸縮しない短いタイプ）
 - 常備薬
 - トイレ用品 など
- ② 迷子に備え、犬鑑札や迷子札を付ける。
- ③ トレーニングを行う（基本的な号令に従う、不必要にほえない、ケージに嫌がらずに入る、トイレを決められた場所にする、人や他の動物を怖がらないなど）。
- ④ 予防接種、ダニ・ノミなどの駆除を行い、体を清潔に保つ。
- ⑤ 緊急時のペットの預け先（親戚や友人など）を確保しておく。



動物への虐待は犯罪です

動物の健康管理をしないで放置すること、意図的に痛みやストレスを与えることなどは虐待にあたり、犯罪です。



☎生活衛生課環境衛生担当
☎5764-0670 FAX5764-0711

蒲田映画祭2016

☎大田観光協会（〒144-0035南蒲田1-20-20）
☎3734-0202 FAX3734-0203 E-mail: cinepara@o-2.jp

1 伝説の女優 原節子 回顧展

☎9月23～25日、午前10時～午後5時 ※23日は午後2時から
☎田園調布せせらぎ公園集会室

2 原節子・岡田時彦・岡田茉莉子展示会

3 小沢昭一写真展とトークイベント

☎10月15・16日、午前10時～午後5時 ※16日は午後4時まで
☎産業プラザ

4 映画上映と岡田茉莉子スペシャルトークショー

上映作品	開催日時 (開催時間)	会場
① 「秋刀魚の味」	10月8日(土)、 午後1時	プラザ・アペア (西蒲田 8-3-5)
② 「女舞」	10月15日(土)、 午前10時15分	産業プラザ
③ 「秋日和」	10月15日(土)、 午後1時30分	
④ 「安城家の舞踏会」	10月16日(日)、 午前10時15分	
⑤ 岡田茉莉子スペシャル トークショーと映画上映 「秋津温泉」	10月16日(日)、 午後1時15分	

費各500円 定先着各100名

☎問合先へ往復はがきかファクシミリかEメール（参加希望日、タイトル、参加者全員の氏名・年齢・〒住所・連絡先を明記）。9月23日必着

おおた和の祭典

大田区邦楽連盟定期演奏会 輪の會

長唄、清元、常磐津、箏曲、一絃琴、琵琶など邦楽の演奏、囃子のレクチャーなど。

また、人間国宝米川文字さんをお招きし、箏曲演奏していただきます。

☎9月11日(日)、午後2時開演

☎大田区民プラザ

費2,000円（全席自由、中学生以下無料）

☎会場とアプリコでチケット販売

☎(公財)大田区文化振興協会

☎3750-1611 FAX3750-1150



米川文字さん

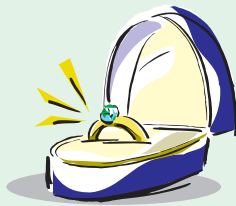
高齢者が狙われている!

HP

「押し買い」にご用心!!

こんな事例がありました

着物の処分を考えていたところ「古着の買い取り、無料で見積もりします」と業者が訪ねてきたので、今日は見積もりだけという約束で家に入れた。業者から貴金属も見せるように言われて思い出の指輪を見せたところ、「本日限り、高く買い取ります」と言ってなかなか帰らない。早く帰ってほしくて売ってしまった。二束三文で売ってしまい後悔している。キャンセルしたい。



●被害に遭わないために

高齢者は昼間に家にいることが多く、勧誘のターゲットにされやすい傾向があります。業者を家に入れると断りづらくなるので、家に入れないようにしましょう。訪問販売も買い取りも不要な場合はきっぱり断りましょう。契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば契約を解除（クーリング・オフ）できます。勧誘時に脅された場合は、警察へご相談ください。

頻繁な業者の出入りや多量の物品搬入など、近隣の高齢者のくらしの異変に気づいた場合は、消費者生活センターへご連絡ください。

消費生活のお困りごとは

消費者生活センター 消費者相談専用電話 ☎3736-0123

月～金曜、午前9時～午後4時30分（祝日、年末年始を除く）

※土・日曜、祝日は消費者ホットライン ☎188

（土曜：午前9時～午後5時 日曜、祝日：午前10時～午後4時）

●特別相談「多重債務110番」

☎区内在住・在勤・在学の方 ☎9月5・6日、午前9時～午後4時30分

※弁護士相談は午後1時30分から（無料、1人30分間）、要事前申込（問合先へ電話）

☎消費者生活センター ☎3736-7711 FAX3737-2936

24時間、もしもの時にも安心です!

HP

高齢者見守りキーホルダーに登録しませんか?

あらかじめ緊急連絡先や医療情報などを登録することで、外出先で救急搬送や保護された際に、医療機関や警察からの照会に対して迅速に情報提供できます。登録は無料で、年1回、誕生月に登録内容を更新しています。登録済みの方は、登録内容の変更の有無にかかわらず、さわやかサポートへご連絡のうえ、更新してください。

☎区内在住の65歳以上の方

☎お住まいの地域を担当するさわやかサポートへ緊急連絡先、服薬内容の分かるものを持参。担当のさわやかサポートが不明の場合は高齢福祉課高齢者支援担当（☎5744-1252 FAX5744-1522）へお問い合わせください。

